

## 福井県公害防止条例の改正について

### 1 背景

- 福井県公害防止条例は、大気汚染防止法および水質汚濁防止法等の法律で規制対象とされていない工場等について、規制を行っている。
- 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成 22 年 5 月 10 日に、「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」が平成 23 年 3 月 16 日に公布され、ばい煙または排出水の測定結果の虚偽記録等に対する罰則の創設等がなされた。平成 23 年 4 月 1 日（一部は平成 22 年 8 月 10 日）施行
- 地方自治法が平成 11 年に改正され、地方公共団体も条例で過料を科すことができるようになった。

### 2 改正事項

- 大気汚染防止法および水質汚濁防止法の改正を受けて、以下の 3 点を改正
  - (1) 測定義務違反および測定結果の虚偽記録に対する罰金の導入
  - (2) 立入検査の拒否等に対する罰金額の増額
  - (3) 「汚水等の排出状況の把握と排出抑制」に係る責務規定の導入
- 大気汚染防止法等との規定の均衡を図るため、次の点を改正
  - (1) 氏名変更等の届出不履行に対する過料の導入